

前回のアセス審議会後（3月13日）に委員の皆さまにメールにて照会した内容

標題：地域脱炭素化促進区域に係る道基準案について「促進区域」案への意見について

標記につきましては、先週金曜日の本年度第10回の審議会で、担当の気候課から説明を行いました。白木委員から、対象の事業種（太陽光、風力、中小水力、バイオマス）に分けて議論すべき、大原委員から、広域的な影響に配慮すべき、また、吉中委員から、検討すべき事項は「除外区域」の設定云々ではなくむしろ「適用除外」「特例事項」ではないか、との意見をいただき、その他も含めた質疑応答を経て、3月20日を目処に事務局に意見をお寄せいただきたい、とさせていただきます。その意見提出について、審議会終了後に露崎会長から

意見の出し方がよく分からないとして、次のように提案がありましたので、お知らせいたします。

これについて、1.の部分については知事意見の内容に沿ったものですので、このまま当審議会の総意として環境審議会に伝えられればと考えております。そして、2.の委員個人のご意見と合わせ、ご意見があれば今週中を目処に連絡をいただきますよう、お願い致します。

【【露崎会長のご提案】】

1. 環境審議会から当申議会への依頼は漠然としているため当審議会として意見をまとめることは求められていないが、答申議会として事業立地に関する基本認識はある集約して伝えることが望ましい

このことに関して、基本認識は次の通り

- ・ 環境アセスでは発電施設の種類ごとに評価項目の選定が異なることからそれに合わせ発電の種類に応じて審査を行うが、立地に関する評価は共通
- ・ 配慮書段階で区域からの原則除外や慎重な検討を強く求めている区域、つまり、温対法促進区域の「除外区域」に相当する扱いとしているのは以下の通り

【重要な自然環境のまとまりの場】

〔法令等により指定された場〕

国立公園、国定公園、道立自然公園の区域
道自然環境等保全条例の基づく指定区域
鳥獣保護区
保安林

〔影響を受けやすい場〕

自然度の高い植生（植生自然度8、9、10）
特定植物群落

【水の濁りを通じて土地の安定性や災害の危険性に関係する重要な区域】

砂防指定地、土砂災害警戒区域、地滑り防止区域、崩壊土砂流出危険地区、
急傾斜地崩壊危険区域

- ・ 区域境界が不明瞭であったり区域が広域で集落等も含んでいる場合があるが、重要な自然環境のまとまりの場として配慮書段階で区域からの原則除外や慎重な検討を求めている区域
重要湿地
重要野生生息地(IBA)
生物多様性重要地域(KBA)
- ・ 累積的影響は、他の事業計画がある程度具体性を持たないと影響の評価ができないため、配慮書段階では「適切に調査、予測及び評価を実施」することのみを求めている

2. 基本認識以外の点については委員個人の意見として環境審議会に伝える

3月10日のアセス審議会で議題と致しました、地域脱炭素化促進区域に係る道基準案についていただいたご意見

【澁谷委員の御意見】

○除外すべき区域として、国有林に設定されている「保護林」を追加ください。

（事務局の考え）

これまで審議会案件で事業予定区域に保護林が含まれる事例はありませんが、予定区域付近に保護林（拡張予定地）が存在した事例（（仮称）せたな松岡風力発電事業）では、慎重な検討を求める委員の意見がありました。また、除外すべき区域の定義は「法令等で施設の設置が困難な区域」となっており、保護林は法令ではなく林野庁の内規で指定されているものですが、文化財保護法や自然公園法が制定される前の大正4年に制度が創設された歴史的背景を考慮すると、定義に該当するものとしても差し支えないと考えられます。

以上のことから、保護林を追加する意見を環境審議会にお伝えします。

なお、今回の意見照会に対しては、お二人の委員から異議の申し立てがありましたことから、3月13日の意見照会メールの本文にある提案1.は、導入部から「このことに関して、基本認識は次の通り」までを削除した上で、「審議会の総意」ではなく、「審議会委員から出された意見」に変更させていただきます。

【白木委員の御意見(1)】

○意見1 以下の1は、当審議会の総意とありますが、前回の審議会ではこの内容に関する協議はなかったと記憶していますし、十分に検討する時間もなく、このような委員総意としての意見を提出するというスケジュールについても、説明はなかったと思います。

少なくとも私は、これを総意とされることにたいへん違和感を感じていますが、審議会での議論なしで会長意見を委員の総意とすることに、制度上の問題はないのでしょうか。

「1.の部分については知事意見の内容に沿ったものですので、このまま当審議会の総意として環境審議会に伝えられればと考えております。」(3月13日の意見照会メール本文より抜粋)

（事務局の考え）

今回、温対法の促進区域の設定に関する道基準案に関して、環境審議会から、「促進区域」ではアセス法に基づく配慮書手続が省略されることから当審議会に意見照会の依頼があり、担当課から、促進区域の設定をする際の「除外区域」並びに「考慮対象区域及び考慮対象事項」の具体案を説明した上で、配慮書手続省略の観点からの意見が求められたものです(3月10日審議会資料4のP10を参照)。

この依頼への対応について露崎会長に相談し、

- ・既に知事が環境審議会に諮問している案件を当審議会でも重複して審議することには問題があること
- ・道基準案の内容は発電所アセス省令を踏まえて作成しているものであり、それ以上の配慮事項を求めることは委員それぞれの考え方になること

を踏まえ、アセス案件の審査に携わる各委員から提出されたご意見を事務局が取りまとめ、一括して回答しようとするものです。

なお、意見提出の期間は3月10日の審議会で、

- ・ 白木委員 「スケジュールに関して、1月から3月までが意見照会となっていますが、例えば、この環境影響評価審議会への意見照会というのは今日で終わりということですか。そうではなくて、もうちょっと後まで意見を求めるという趣旨ですか。」
- ・ 気候変動対策課(尾原補佐) 「いいえ。今日、ご説明をした内容について、今後、10日間くらい意見の募集の期間を設けます。今日の審議会が終わった後もご意見を頂戴し、それを踏まえながら取りまとめをさせていただければと考えております。このスケジュールには1月から3月と記載しておりますが、3月以降は話を聞かないということではございません。」
というやり取りがございました。

【白木委員の御意見(2)】

- 意見2 配信いただいたメールには、私の意見として、対象とする事業種(太陽光、風力、中小水力、バイオマス)に分けて議論すべき、だけが記載されていましたが、当日はこれに加え、
- ・ 配慮基準の考え方として、区画として示すことの可能な保全すべきエリアについては原則除外区とするか、除外できないのであれば、どの市町村も「求められる影響の程度に関する客観的査定が可能な」基準を、配慮基準の考え方に記載すべきであることを提案いたしました。そのような基準が策定できないのであれば、除外区とすべきだと私は思います。
さらに、
 - ・ 配慮基準はアセス法に縛られるものではなく(前回の審議会では、あたかもアセス法に準拠するものであるような説明がなされたので)、北海道の自然環境保全上、必要なことは配慮書の基準にとられることなく盛り込むべきであるという意見を述べさせていただきました。総意とされている意見を拝見すると、累積的影響も含めて、ほぼ配慮書に従うような記載がなされています。これがどのような意味をもつ意見なのかがよく理解できなかったのですが、私は先に述べたように、環境や生物多様性の保全上の適切な立地選定がなされるよう、道としての考え方や独自の基準をできるだけ反映させていくべきと考えます。

(事務局の考え)

事務局の取りまとめ方に不十分な点があったことお詫び致します。

道の配慮基準の考え方について、「区域として示すことの可能な保全すべきエリアは原則除外区」とすべきとのご意見ですが、これにより、再エネ施設の導入を進める促進区域の設定が出来なくなる市町村が生じるのは、制度創設の目的に沿わなくなることや、「影響の程度に関する客観的査定が可能な基準」は、現に当審議会でも数値による一律の判断は行っていないことから、環境審議会においてその基準を記載することは難しいと思われま。

また、「アセス法に縛られるものでなく、道の配慮基準を策定すべき」とのご意見は、環境審議会からは法アセス配慮書手続き省略の観点から、先に示した道基準案の内容に関して過不足はないのか、具体的にご意見をいただきたいとのことであり、いただきましたご意見の内容は、知事から諮問を受けて審議を行っている環境審議会において検討される事項と考えています。

いずれにしても、先のご意見とともに当審議会委員から出された意見として、環境審議会にお伝えします。

【白木委員の御意見(2)の続き】

○また、1の総意意見を読ませていただいて、以下のように思いました。

- ・ アセス審議会は意見を求められているだけとお考えかもしれませんが、配慮基準は単に促進区の設定のみならず、再生エネルギー導入に対する都道府県の考え方そのものを反映する、アセス法

案件の審議においても重要で有用なものであると思います。法アセス事業の知事意見に自らの配慮基準の考え方を示し、事業者に見直しを要請している自治体もあります。「環境審議会から当審議会への依頼は漠然としているため」というのであれば、まずは環境審議会が具体的にどのような意見を求めているのかということ、明確にさせていただくべきではないでしょうか。

(事務局の考え)

道の配慮基準案については、担当課から3月10日に開催の審議会資料4別紙で説明があったとおり、促進区域からの除外区域、考慮対象とする区域及び考慮対象事項について個別・具体的に案が示されており、当審議会に対してはアセス法に基づく配慮書手続き省略の観点から、この内容で過不足がないか、個別的、具体的な意見を求められています。

なお、「配慮基準は単に促進区の設定のみならず、再生エネルギー導入に対する都道府県の考え方そのものを反映」すべきとのご意見は、委員からの貴重なご意見として環境審議会にお伝えしますが、そのご意見を当審議会で議論を深めることは予定しておりませんので、ご理解賜りますようお願い致します。

【吉中委員の御意見】

○先日の審議会では中座してしまい申し訳ありませんでした。

本件についての先日の審議会での議論の内容がわからなかったため、どのような意見を提出すればいいのか逡巡していたところでした。

石井さんのメールから、本審議会で議論した結果、総意として「1」のような意見を提出することが決まったのかなと想像しておりましたが、今回の白木委員のメールでそうでなかったことを知りました。ということで、遅くなってしまいました。愚見を述べさせていただきます。

今回の白木委員のご意見に全面的に賛同するものですが、それに加え、私の意見は以下の通りです。

1. 「都道府県基準」の策定に当たっては、「地域の实情(地域の再エネポテンシャルや自然環境・生活環境の保全への適正な配慮を要する自然的・社会的条件等)」に応じて一歩踏み込んだ検討を行うことが必要(環境省作成「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」(「環境省マニュアル」)より引用)とされており、本審議会で、特に「自然環境・生活環境の保全への適正な配慮を要する自然的・社会的条件等」に関して、慎重な審議を行うことが必要である。
2. また、「都道府県基準は(中略)地域の自然環境・生活環境に係る適正な環境の保全を確保する観点から、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに定めること」(環境省マニュアル)とされており、この点からも、本審議会で、促進施設の種類ごとに慎重な審議を行うことが必要である。
3. さらに、「促進区域」において地域脱炭素化促進施設の整備が行われる際には、環境影響法に基づく計画段階配慮事項の検討に係る手続(「配慮書手続」)きが省略されることになるため、本審議会で行なってきた「配慮書手続」に係る慎重な審議と(少なくとも)同じ精度の審議を当該市町村に求めることとなる。そのためには、「都道府県基準」の策定の際に、「配慮書手続」において検討すべき検討事項・手法を具体的かつ詳細に規定しておくことが重要であり、市町村が審議・検討をおこなっていくことを支援する技術的・人的な支援措置についてもあらかじめ検討・用意しておくことが重要である。そのためにも本審議会での慎重な審議が必要である。
4. 「都道府県基準を効果的に定めた上で、市町村の定める地域の環境の保全のための取組において個別事業に係る環境配慮を適切に確保することにより、累積的影響など個別の事業

で対応することが難しい課題にも、一定の配慮が可能となることが期待され（「環境省マニュアル」）るとある通り、「都道府県基準」を効果的に定めることで、本審議会での懸案事項である「累積的影響」についても一步踏み込んだ対応が可能となることが期待されている。この点からも、本審議会での「都道府県基準」について慎重な審議を行うことが必要である。

5. 「特例基準」「適用除外」を定めるに当たっても、その環境配慮事項の検討が必要であり、そのためには、「都道府県基準」の検討と同様、専門家等による慎重な審議が求められており、本審議会での慎重な審議が必要である。

（事務局の考え）

事務局からの説明が至らず、申し訳ございません。今回、環境審議会から当審議会に求められている役割などについて、再度説明させていただきます。

委員もご承知のとおり、促進区域の設定における道基準の策定は、温対法で定められた制度に基づくものであり、令和3年10月に道の地球温暖化対策推進計画の改定に併せて、知事から環境審議会へ諮問されているものです。しかし、その策定に当たって必要となる関係省令や国の策定マニュアルなどの提示が遅れたこともあり、推進計画改定の審議とは切り離され、実質審議は令和4年度から開始されたところです。

その中で、道基準の内容は多岐にわたる分野が関係することから、環境審議会から付託を受けた同審議会温対部会だけでなく、広く他の部会や道の関係審議会の委員からの意見なども踏まえ、環境審議会での議論を深めようということになり、促進区域では法アセス配慮書手続き省略の観点から、当審議会に対して環境審議会から依頼があったところです。

このため事務局では、露崎会長と対応を相談させていただいた結果、本案件は既に知事から環境審議会に諮問されているものであること、また、道基準案の内容は発電所アセス省令を踏まえて作成しているものであり、それ以上の配慮事項を求めることは委員それぞれの考え方になることから、当審議会では、環境審議会から依頼のあった具体的な内容に対するご意見や、アセス案件を審議している委員の専門的な立場から出されるご意見をまとめて、環境審議会にフィードバックすることとしたものです。

そのため、当審議会の役割は、環境審議会と同様に審議を行うことではなく、あくまでも環境審議会の審議において参考となる意見や考え方などを、アセス法令に基づき個別案件の審査を行っている各委員から提供するというものと考えています。

従いまして、吉中委員の環境省マニュアルに基づき様々な項目について慎重な審議を求めるご意見についても、委員からの貴重なご意見として環境審議会にお伝えしますが、そのご意見を当審議会での議論を深めることは予定しておりませんので、ご理解賜りますようお願い致します。